

田辺市周辺衛生施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則

制 定 平成18年12月 5 日 規則第 1 号

改 正 平成29年 3 月 1 日 規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田辺市周辺衛生施設組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年田辺市周辺衛生施設組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第 2 条 条例第 1 条第 1 号及び第 2 号に規定する規則で定める契約については、田辺市契約規則（平成17年田辺市規則第44号）第 4 条の規定を準用する。

(その他)

第 3 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（平成18年12月 5 日）から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。